

平成27年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成 27 年第 2 回南会津町議会臨時会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 5 月 12 日 (火曜日) 午前 10 時開会

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長選挙について

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長選挙について

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 7 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

追加日程第 8 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について

追加日程第 9 都市計画審議会委員の推薦について

追加日程第 10 民生委員推薦会委員の推薦について

追加日程第 11 議案第 64 号 専決処分について

専決第 3 号 南会津町税条例等の一部を改正する条例

専決第 4 号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例

専決第 5 号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 6 号 平成 26 年度南会津町一般会計補正予算 (第 9 号)

専決第 7 号 平成 26 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)

専決第 8 号 平成 26 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

専決第 9 号 平成 26 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

専決第 10 号 平成 26 年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

専決第11号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算
(第5号)

専決第12号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第
5号)

- 追加日程第12 議案第65号 字の区域の変更について
追加日程第13 議案第66号 町道路線の変更について
追加日程第14 議案第67号 教育委員会委員の任命について
追加日程第15 議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第16 議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第17 議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第18 議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第19 議案第72号 平成27年度南会津町一般会計補正予算(第1号)
追加日程第20 議員派遣の件について
追加日程第21 閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	室井嘉吉	議員	8番	大桃英樹	議員
9番	湯田賢太郎	議員	10番	湯田哲	議員
11番	楠正次	議員	12番	山内政	議員
13番	高野精一	議員	14番	星光久	議員
15番	菅家幸弘	議員	16番	阿久津梅夫	議員
17番	星登志一	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
角田厚	総合政策課長	五十嵐正雄	税務課長
渡部正義	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
芳賀美恵子	会計室長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
梅宮昭広	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
-----	------	------	--------

◇

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○室井 裕事務局長 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。
議会事務局長の室井裕でございます。

本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、年長の五十嵐司議員をご紹介申し上げます。

五十嵐司議員、議長席にお着き願います。

〔年長議員、五十嵐司君 議長席に着く〕

○五十嵐 司臨時議長 ただいま紹介されました五十嵐司であります。

これより議長選挙が終わるまでの間、臨時の議長として務めさせていただきます。何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は町広報担当課及び報道関係者から写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。ご了承願います。

それでは改めまして、本日は新しい任期の初議会でありますので、自己紹介をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○五十嵐 司臨時議長 まず初めに、私より申し上げます。

私は南会津町和泉田出身の五十嵐司でございます。通算で6期目になります。どうぞよろしく申し上げます。

〔拍 手〕

○五十嵐 司臨時議長 続きまして、ただいまの議席の順番によって1番議員から自己紹介をお願いします。

○1番 貝田美郎議員 本町永田地区より推薦されまして、今回1期目ということで、議員を全うしたいと思っております。貝田と申します。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○2番 森 秀一議員 南郷地域鶉巣から来ています森秀一と申します。

行政経験はありますが、議会のほうは初めてで、初心者の方持ちで頑張りたいと思っておりますの

で、ご指導よろしくお願ひいたします。

〔拍 手〕

○3番 丸山陽子議員 おはようございます。

川島より出ささせていただきました丸山陽子と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

〔拍 手〕

○4番 渡部訓正議員 どうもご苦労さまでございます。

荒海地区の羽塩というところから今回立候補させていただきました、皆さんのご審議を受け、この場に座らせていただくことになりました渡辺訓正と申します。私も県のほうに42年間ほど勤めて、そして今回、初めて議会議員ということでお願ひをすることになりましたので、精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っていますので、皆さんの執行部側からもご指導ご鞭撻をいただければ幸いです。よろしくお願ひいたします。

〔拍 手〕

○5番 室井英雄議員 町内上町より、このたび議員になりました室井英雄でございます。何分、新人でございますので、皆様のご指導ご鞭撻よろしくお願ひいたします。

〔拍 手〕

○6番 湯田良一議員 私は田部地区から、今度2期目になりました湯田良一と申します。また、1期目、一生懸命勉強したつもりですが、2期目も一生懸命町政のために、町民のために頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

〔拍 手〕

○7番 室井嘉吉議員 どうもおはようございます。

2期目でございます。川島地区より選出されました室井嘉吉と申します。よろしくお願ひします。

〔拍 手〕

○8番 大桃英樹議員 おはようございます。

2期目になります。南郷出身、そして今は田部地区に住んでおります。40歳、若い者の代表として頑張りたいと思います。大桃英樹です。どうぞよろしくお願ひします。

〔拍 手〕

○9番 湯田賢太朗議員 おはようございます。

私は中荒井地区から出ました湯田賢太朗です。3期目になります。よろしくお願ひします。

〔拍 手〕

○10番 湯田 哲議員 針生地区から出ています湯田哲といいます。3期目に入りました。初心に返って、また再び議会で町民のために頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○11番 楠 正次議員 館岩地域出身の楠正次と申します。4期目になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○12番 山内 政議員 おはようございます。

4期目になりました。伊南地域古町の山内政でございます。心新たに、4年間一生懸命努めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○13番 高野精一議員 おはようございます。

荒海、旧荒海、住所は中荒井でございます。4期目になりました高野精一と申します。大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○14番 星 光久議員 どうもおはようございます。

14番、地区は今2人、川島なんですが、3番目の川島でございます。よろしくお願いいたします。星光久といいます。

〔拍手〕

○15番 菅家幸弘議員 おはようございます。

南会津町湯ノ花出身の菅家幸弘です。5期目に入りました。よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○16番 阿久津梅夫議員 おはようございます。

旧館岩出身の阿久津梅夫です。初心に返り、一生懸命頑張りたいと思っております。お願いします。

〔拍手〕

○17番 星 登志一議員 おはようございます。

5期目の星登志一です。長野地区より出ております。精いっぱい4年間、町民の福祉のために頑張りたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻よろしくお願いいたします。

〔拍手〕

○五十嵐 司臨時議長 以上で、議員の紹介が終わりました。

続いて、事務局職員の紹介を事務局長よりお願いします。

事務局長。

○室井 裕事務局長 議会事務局長、室井裕と申します。2年目を迎えております。

その脇がことしの4月から議会事務局に配属になりました議会事務局長補佐兼議事係長の齋藤二郎でございます。

○齋藤二郎事務局長補佐 どうぞよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○室井 裕事務局長 最後になりましたが、議会事務局主査、舟木浩隆、3年目を迎えております。

○舟木浩隆事務局主査 よろしく申し上げます。

〔拍手〕

○室井 裕事務局長 どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐 司臨時議長 続いて、執行部の方々のご紹介をお願いします。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

町長の大宅宗吉です。町長としては2期目になりました。それから、皆さん方と同じように6年間議員を務めさせていただきました。皆さん方と一緒に、住みよい安全・安心の町、信頼のある町、一生懸命努力してまいりたいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。よろしく申し上げます。

〔拍手〕

○渡部龍一副町長 副町長の渡部龍一でございます。どうぞよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○星 英雄教育長 4月1日より教育長を務めさせていただきます星英雄でございます。どうぞよろしく申し上げます。

〔拍手〕

○木下光廣監査委員 代表監査委員の木下光廣でございます。どうぞよろしく願いいたします。

〔拍手〕

○五十嵐 司臨時議長 副町長。

○渡部龍一副町長 それでは、私のほうから職員のご紹介をさせていただきます。

2年目となりました住民生活課長、渡部正義でございます。

○渡部正義住民生活課長 渡部正義と申します。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 本年4月1日付で税務課主幹兼課長補佐より昇任となりました五十嵐正雄でございます。

○五十嵐正雄税務課長 五十嵐正雄でございます。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 4年目となります総務課長の湯田文則でございます。

○湯田文則総務課長 湯田文則でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 3年目となります会計室長の芳賀美恵子でございます。

○芳賀美恵子会計室長 芳賀美恵子です。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 4年目となります農業委員会事務局長、星正信でございます。

○星 正信農業委員会事務局長 星正信です。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 本年4月よりびわのかげ保育所長から異動となりました農林課長の渡部徹でございます。

○渡部 徹農林課長 渡部徹です。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 本年4月より健康福祉課の補佐から昇任となりました健康福祉課長の渡部浩治でございます。

○渡部浩治健康福祉課長 渡部浩治です。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 2年目となりました商工観光課長の相原盛隆でございます。

○相原盛隆商工観光課長 相原盛隆といたします。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 2年目となりました総合政策課長の角田厚でございます。

○角田 厚総合政策課長 角田厚です。よろしくお願いいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 2年目となりました学校教育課長の馬場秀成でございます。

○馬場秀成学校教育課長 馬場秀成です。どうぞよろしく申し上げます。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 本年4月より税務課長から異動となりました生涯学習課長の星不二夫です。

○星 不二夫生涯学習課長 星不二夫です。よろしく申し上げます。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 本年4月、環境水道課長から異動となりました館岩総合支所長の長沼豊で
ございます。

○長沼 豊館岩総合支所長 長沼豊です。よろしくお願ひいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 本年4月、農林課長補佐から昇任となりました環境水道課長の野中英昭で
ございます。

○野中英昭環境水道課長 野中英昭です。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 建設課長補佐から昇任となりました建設課長の阿久津弘典でございます。

○阿久津弘典建設課長 阿久津弘典です。よろしく申し上げます。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 2年目となりました伊南総合支所長、宍戸英樹でございます。

○宍戸英樹伊南総合支所長 宍戸英樹です。よろしく申し上げます。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 本年4月、南郷総合支所町民課長から昇任となりました南郷総合支所長、
梅宮昭広でございます。

○梅宮昭広南郷総合支所長 梅宮昭広です。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔拍 手〕

○渡部龍一副町長 以上、ご紹介申し上げました。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司臨時議長 これをもって、議会事務局並びに執行部の方々の紹介を終わります。

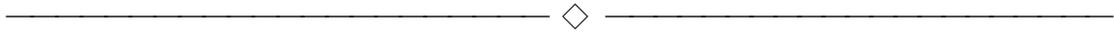


開会 午前10時14分

◎開会の宣告

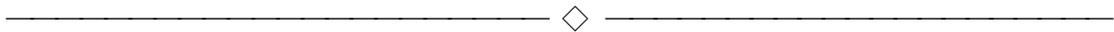
○五十嵐 司臨時議長 それでは、ただいまより平成27年第2回南会津町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。



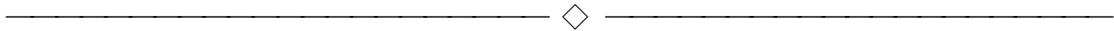
◎開議の宣告

○五十嵐 司臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

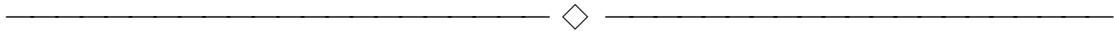
○五十嵐 司臨時議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。



◎仮議席の指定について

○五十嵐 司臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席を指定します。



◎町長挨拶

○五十嵐 司臨時議長 ここで、町長より挨拶をしたい旨の申し入れがありますので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 皆さん、改めましておはようございます。

南会津町議会議員の改選後初めての議会が開催されるに当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

まずは、皆様方には、先月26日に執行されました南会津町議会議員一般選挙において、多くの町民の期待を担ってめでたくご当選の榮譽に浴されましたことに対しまして心から敬意を表するとともに、本日ここに初の議会を開催する運びとなりましたことは、町勢進展にとってまことに意義深いものがあり、ご同慶にたえない次第であります。

さて、昭和22年の地方自治法の制定以来、住民自治の旗のもと、地方自治の振興と住民福祉向上のための諸施策が途切れることなく営々と積み重ねられてまいりました。

本町におきましても、幾多の町村合併を経験しながら、町村議会、先輩各位のたゆまぬご努力により町勢進展の確かな歩みをしるしてきたことは、まことに喜びにたえない次第であります。

今年度は、合併10周年を迎えるとともに、第2次南会津町総合振興計画前期の最終年度でもあります。町の将来像に「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」を掲げ、皆さんとともに誰もが安心して暮らせる自然と調和した豊かなまちづくりのために引き続き全力で取り組んでまいります。

さらには、全国的な人口減少、少子高齢化という大きな課題を抱える中で、政府が打ち出した地方創生事業が本年度本格的にスタートいたしますが、本事業につきましても、議員各位と手を携えながら、地域活性化のために進取果敢に取り組んでまいります。

なお、1年後に迫りました合併特例による財政優遇措置の期限切れを見据え、財政規律を保持しながらも、将来を展望した諸施策に果敢に取り組んでまいる所存であります。

この重要な時期に、本町議会が豊かな経験と識見を備えられた方々をお迎えできましたことは、まことに心強く頼もしく感じるところであります。どうか議員各位におかれましては町政への一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とますますのご活躍を心からご祈念申し上げまして、挨拶といたします。

なお、平成27年第2回南会津町議会臨時会の開催に当たり専決処分等の議案審議をお願いしておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐 司臨時議長 ここで暫時休憩します。

休憩中、議員懇談会を開催します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時39分

○五十嵐 司臨時議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議長の選挙について

○五十嵐 司臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○五十嵐 司臨時議長 ただいまの出席議員は18名であります。

ここで立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席3番、丸山陽子君、仮議席4番、渡部訓正君を指名します。

これから投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○五十嵐 司臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司臨時議長 投票用紙の配付漏れはないと認めます。

職員をして投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○五十嵐 司臨時議長 異状ありませんか。

〔「異状ありません」と言う者あり〕

○五十嵐 司臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○五十嵐 司臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司臨時議長 投票漏れはないと認めます。

投票を終了いたします。

直ちに開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票、計算〕

○五十嵐 司臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち

星 登志一君 7票

五十嵐 司 11票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、私、五十嵐司が議長に当選されました。

ここで議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○五十嵐 司臨時議長 ただいま議長に当選しました五十嵐司が議場におりますので、この席から、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。



◎議長の就任の挨拶

○五十嵐 司臨時議長 それでは、五十嵐司がご挨拶を申し上げます。

○五十嵐 司議長 議長当選の挨拶を申し上げます。

ただいまは私を議長に当選させていただき、本当にありがとうございます。

責任の重大さをひしひしと受けとめております。議員経験5期と民間企業経営を生かした、南会津町発展のため、そして町民の生活向上と福祉の向上を目指して頑張る覚悟でございます。

議員の皆様方の今後のなお一層のご指導とご協力を心からお願い申し上げまして、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○五十嵐 司臨時議長 以上で臨時議長の職務を終わらせていただきます。これまでのご協力、まことにありがとうございました。

○五十嵐 司議長 ここで新議長と交代します。

ただいま議長に就任いたしました五十嵐司でございます。何分ともふなれでございますので、議員並びに執行部皆様のご協力を切にお願いいたします。

ここで暫時休憩します。事務局職員が以後の議事日程を配付します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○五十嵐 司議長 この後の議事日程はお手元に配付の第1号の追加1のとおりであります。

早速、議事を進めてまいります。

◎議席の指定

○五十嵐 司議長 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、貝田美郎君、9番、湯田賢太郎君を指名します。

◇

◎会期の決定

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会は本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

◇

◎副議長の選挙について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○五十嵐 司議長 ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、室井英雄君、6番、湯田良一君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○五十嵐 司議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○五十嵐 司議長 異状ありませんか。

〔「異状ありません」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○五十嵐 司議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

立会人の方は開票の立ち会いをお願いします。

〔開票、計算〕

○五十嵐 司議長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数18票、うち有効投票18票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち

山内 政君 8票

室井 嘉吉君 10票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。

よって、室井嘉吉君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○五十嵐 司議長 ただいま副議長に当選されました室井嘉吉君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。



◎副議長就任の挨拶

○五十嵐 司議長 それでは、室井嘉吉君、就任の挨拶をお願いします。

○室井嘉吉副議長 どうもご信任をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど所信の中でも述べましたように、議長を補佐して、副議長としての任務を果たしていきたいと、こう思いますので、引き続きのご支援ご協力を賜ることをお願い申し上げまして、ご挨拶にかえていきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。（拍手）



◎議席の変更

○五十嵐 司議長 ここで議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定より議席の一部を変更します。

議会運営申し合わせ事項により、議長の議席を最終の18番に、副議長室井嘉吉君の議席を17番とします。

また、これに伴う議席の変更については、事務局長より説明させます。

事務局長。

○室井 裕事務局長 ただいまの議長選挙、副議長選挙に伴いまして、7番以降の議席が1つずつ繰り下げになります。仮議席8番、大桃英樹議員が7番議席、湯田賢太郎議員が8番議席、湯田哲議員、9番議席、楠正次議員、10番議席、山内政議員、11番議席、高野精一議員、12番議席、星光久議員、13番議席、菅家幸弘議員、14番議席、阿久津梅夫議員、15番議席、星登志一議員、16番議席、以上のおり変更となります。

説明は以上であります。

○五十嵐 司議長 事務局長説明のとおり、議席の一部の変更を行います。

それでは議席がえをお願いします。

暫時休憩します。

各常任委員会委員の選考委員会を議長室で開催しますので、選考委員の方はご参集願います。

なお、再開は庁内放送でお知らせします。

選考委員、五十嵐司、湯田哲議員、菅家幸弘議員、室井嘉吉議員、星登志一議員です。

休憩 午前11時20分

再開 午後 零時 58分

○五十嵐 司議長 定刻前でございますが、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎常任委員会委員の選任について

○五十嵐 司議長 追加日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

まず、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会の委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいまの3委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会の常任委員会はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ただいま選任しました各常任委員は、休憩中にそれぞれ委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第9条の規定によりここに招集します。

あわせて、委員会選出の各種委員についても選考方よろしくをお願いします。

各委員会の会議室は、総務委員会が議長室、産業建設委員会が第2会議室、文教厚生委員会が議員控室でお願いします。

なお、委員長、副委員長が決まりましたら議長宛て報告願います。

なお、再開は庁内放送でお知らせします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 2時01分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議会広報委員会委員の選任について

○五十嵐 司議長 次に、議会広報委員会の委員の選任を行います。

委員の選任については、各常任委員会2名の推薦により選任します。

お諮りします。

総務委員会、貝田美郎君、室井英雄君、産業建設委員会、森秀一君、星光久君、文教厚生委員会、丸山陽子君、室井嘉吉君、以上の6名を選任したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6名を議会広報委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました議会広報委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第9条の規定によりここに招集します。

会議室は第2会議室でお願いします。

なお、正副委員長が決まり次第、議長宛て報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時18分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、各常任委員会において互選された結果は、総務委員長に楠正次君、同じく副委員長に貝田美郎君、産業建設委員長に湯田賢太郎君、同じく副委員長に阿久津梅夫君、文教厚生委員長に大桃英樹君、同じく副委員長に渡部訓正君、議会広報委員長に星光久君、同じく副委員長に森秀一君がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

◇

◎議会運営委員会委員の選任について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員の選任については、各常任委員会2名の推薦により選任します。

お諮りします。

総務委員会、楠正次君、菅家幸弘君、産業建設委員会、湯田賢太郎君、湯田哲君、文教厚生委員会、大桃英樹君、高野精一君、以上の6名を選任したいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまの6名を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任しました議会運営委員は、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を終わるよう、委員会条例第9条の規定によりここに招集します。

会議室は議長室でお願いします。

なお、正副委員長が決まり次第、議長宛て報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時28分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、議会運営委員会における互選の結果は、委員長に菅家幸弘君、副委員長に高野精一君が互選されましたので、報告いたします。

◇

◎南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第7、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

選挙する議員の定数は6名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、常任委員会の推薦により議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名します。

南会津地方広域市町村圏組合議会議員に、議長の私、五十嵐司、総務委員会、楠正次君、産業建設委員会、阿久津梅夫君、森秀一君、文教厚生委員会、渡部訓正君、山内政君、以上の6名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました6名の方を南会津地方広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6名の方が南会津地方広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6名の方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上でこの選挙を終わります。

◇

◎南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第8、南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙を行います。
選挙する議員の定数は6名です。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、常任委員会の推薦により議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

南会津地方環境衛生組合議会議員に、議長の私、五十嵐司、総務委員会、菅家幸弘君、産業建設委員会、湯田良一君、星光久君、文教厚生委員会、丸山陽子君、高野精一君の6名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました6名の方を南会津地方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました6名の方が南会津地方環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6名の方が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

以上でこの選挙を終わります。

◇

◎都市計画審議会委員の推薦について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第9、都市計画審議会委員の推薦についてを議題とします。

本議会が推薦する委員の数は4名です。

本委員の推薦については、さきの議員懇談会の申し合わせにより、田島地区出身議員2名、館岩地域出身議員1名、伊南地域出身議員1名をもって充てることになっております。

お諮りします。

推薦については議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

都市計画審議会委員に、田島地域、室井英雄君、貝田美郎君、館岩地域、菅家幸弘君、伊南地域、山内政君の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方を議会推薦の都市計画審議会委員に定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の都市計画審議会委員は、ただいま指名しました4名の方を推薦することに決しました。

◇

◎民生委員推薦会委員の推薦について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第10、民生委員推薦会委員の推薦についてを議題とします。

本議会が推薦する委員の数は2名となっております。

お諮りします。

本委員の推薦については、さきの議員懇談会の申し合わせにより、文教厚生委員から正副委

員長を議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

民生委員推薦会委員に大桃英樹君、渡部訓正君の2名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました2名の方を議会推薦の民生委員推薦会委員と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議会推薦の民生委員推薦会委員は、ただいま指名しました2名の方を推薦することに決しました。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題になります追加日程第11、議案第64号からの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により質疑応答は一問一答の方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定によりその発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することにいたしますので、簡潔明瞭に質疑されるようご協力方よろしくお願ひします。

なお、会議規則第54条の規定により発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないこととなっておりますので、ご留意願ひします。



◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第11、議案第64号 専決処分について、専決第3号 南会津町税条例等の一部を改正する条例、専決第4号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例、専決第5号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、専決第6号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第9号）、専決第7号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、専決第8号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第9号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）、

専決第10号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、専決第11号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、専決第12号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 平成27年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙なところをご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今議会臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第64号 専決処分についてご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月議会定例会最終日に申し上げました地方税法等の一部改正に伴う関係税条例等の一部改正及び平成26年度各会計の最終補正予算について専決処分したものであります。

初めに、専決第3号 南会津町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等の関係法令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税条例等の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、申請書等の記載事項に個人番号または法人番号を追加するための措置を講ずることなどであります。

次に、専決第4号 南会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、南会津町税特別措置条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

なお、改正内容は過疎法の規定による過疎地域における課税免除等の適用期限を平成29年3月31日まで延長するものであります。

次に、専決第5号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に公布されたこと

に伴い、南会津町国民健康保険税条例の一部を改正することについて専決処分したものであります。

主な改正内容は、国民健康保険税の医療保険分課税額に係る課税限度額を「51万円」から「52万円」に引き上げることなどであります。

次に、専決第6号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ3億3,344万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ138億9,566万3,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業の確定及び実績見込み等によるものでありまして、歳入の主なものでは、町税、株式等譲渡所得割交付金、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、国庫支出金等を追加する一方、事業の確定見込み等により県支出金、繰入金、町債等を減額したものであります。

一方、歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正を初め、人件費、衆議院議員総選挙執行経費、民生費、緊急雇用対策費、農林水産業費、商工費、社会資本整備総合交付金事業費、教育費等の事務事業費の確定及び実績等により整理・補正したものでありまして、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

また、繰越明許費の変更と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正のとおりであります。

次に、専決第7号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ597万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,670万5,000円としたものであります。

歳入では、確定見込みにより国民健康保険税、国庫支出金、県支出金等を追加する一方、療養給付費交付金、繰入金等を減額したものでありまして、歳出では、総務費、保険給付費等を減額し、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第8号 平成26年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ217万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,302万4,000円としたものであります。

補正の内容は、歳入では、保険料の収入見込みにより後期高齢者医療保険料を追加する一方、

歳出補正に伴う繰入金及び特定健康診査事業の受託収入の確定見込みによる減額補正でありまして、歳出では、後期高齢者医療広域連合負担金を追加する一方、一般管理費、保険事業費等の実績見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第9号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,117万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,653万円としたものであります。

歳入では、保険料の収入見込みによる保険料と普通調整交付金の確定により国庫支出金をそれぞれ増額する一方、歳出の補正額に対応して一般会計繰入金を減額したものであります。歳出では、総務費の一般管理費等保険給付費及び地域支援事業費等の確定見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第10号 平成26年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ110万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,217万1,000円としたものであります。

歳入では、使用料等の収入見込みにより使用料及び手数料を減額し、歳出では、施設管理費の確定見込みにより減額補正するほか、歳入との調整を予備費で措置したものであります。

次に、専決第11号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ495万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,979万8,000円としたものであります。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料並びに大規模開発関連汚水処理対策事業関連負担金の確定見込みにより減額補正したものであります。歳出では、維持管理費及び新設改良費の確定見込みにより関連経費を減額補正したものであります。

次に、専決第12号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ139万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,069万4,000円としたものであります。

主な内容は、歳入では、水道使用料の収入見込みにより使用料及び手数料を追加補正する一方、町債元利償還金等と各簡易水道施設整備事業の確定見込みにより繰入金及び町債をそれぞれ

れ減額補正いたしました。一方、歳出の補正は、一般管理費、維持管理費の確定見込みによる減額補正が主な内容であります。

また、地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、専決処分いたしました10件につきましてご説明を申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 すみません、これは全体の質問を全部一遍に行うということですか。一遍でよろしいですか。

一般専決について、一般専決の29ページ、3点ございます。一般専決の29ページ、5-2-1-13委託料、地域人づくり事業委託料、2番目が一般専決33、7、1、4、15工事請負費について、そして最後が一般専決35、8、5、1、15町営住宅の工事費について。

1つ目から質問させていただきます。

一般専決29ページの5-2-1-13委託料ということで、地域人づくり事業委託料ということで、昨年9月補正で恐らく補正されたものかと思いますが、減額幅が非常に大きいので、説明願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、この前の議会で補正をさせてもらったものでございます。この事業は、今まで従来型の緊急雇用対策事業と違いまして、人を雇って、その人を育てて、会社の経営も改善していこうというような中身でございました。当初は7名、介護福祉施設1名、建設業が6名、計7名を採用して経営改善に当たろうという内容でございましたが、当初10月1日から募集を始めたところ、12月までには5名の採用が行われました。その後、2名が12月をもって中途退職してしまったと。実質、当初見た7名に対しまして、最後の年度末まで雇用できたのが3名だったというのが実態でございまして、当初と比べますと大幅な減額というふうになっておりますが、そういった途中で中途退職があったと。あと、雇用が図れない業者も2名おったものですから、その人件費を今回、1,000万円を超える事業費を減額させてもらったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 人件費ということで、なかなかやはり求職する側と雇用する側のミスマッチということが叫ばれておりますが、勤め始めたらそういったことが発生して、残念ながら中途退社の方が多かったというようなことで理解したいと思います。

2点目、一般専決の33、7、1、4、15工事請負費減額内訳についてお知らせ願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 私のほうからステーションプラザと道の駅たじまについてご説明を申し上げます。

ステーションプラザにつきましては、13万2,000円の減額でございます。道の駅たじまにつきましては、10万8,000円の減でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 館岩総合支所長。

○長沼 豊館岩総合支所長 お答えします。

私のほうからは、広域観光案内所トイレ改修工事の請負費について説明させていただきます。

こちらにつきましては、26万5,000円の減額ということでございます。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○梅宮昭広南郷総合支所長 私のほうからは、残り2件について説明させていただきます。

山口温泉関係が△の69万2,000円、界温泉関係が△の15万1,000円となっております。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それぞれ減額の内容ということだったんですけども、内訳ということで数字の説明はいただいたわけですけども、特に山口温泉照明設備改修工事請負費の63万2,000円、大きいわけですが、こちらは減額の理由について伺います。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○梅宮昭広南郷総合支所長 本件につきましてはきらら289の工事で、1つ目には照明工事のLED化を行ったものです。それからもう1点が空調設備の改修ということで、それぞれ工事の請け差という形になります。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

最後、一般専決の35、8、5、1、15住宅管理費の工事請負費、町営住宅改善工事請負費ということですが、こちらは寺前団地の工事費ということによろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答えします。

8、5、1の15の工事請負でございますが、これは町営住宅の改善工事の請負費でございます。田部原団地の外部塗装、それから松下団地の解体関係の工事でございます。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 田部原団地ということだったんですけれども、我々、今回選挙を経て議員になったわけですが、そんな中で回っていると非常に町営住宅の方から声が聞こえてきて、その中で1点、バリアフリー化はできないのかということ。特に田部原住宅におきましては、段差が大きくてどの入り口から入っても階段を経なくてはならないというような声がありました。恐らく当局にもそのようなお話はあろうかと思いますが、どのような説明をされているか、また、今後どのような対策を考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 田部原団地の方からは、実際に段差があるというようなお話はいただいております。ただ、現在、町のほうで建設しております寺前団地につきましてはバリアフリー化を進めておりまして、今後建設するものにつきまして、順次バリアフリー化を進めていきたいと考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今後のものに関してはバリアフリー化ということで理解できるんですけれども、既につくってしまったものに関して、これから高齢化を迎える中で、きっとそういった要望であるとか、苦情というか、そういったものが出るかと思っております。

また、会下住宅についても同じようで、入居希望についてはなるべく低層の階に住みたいというような願いが出てくるのかなと思うんですけれども、これについて今現在のところ、皆さんの要望に対してどのようにお答えになっているのか、そして今後の方針について、あれば伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 確かに、議員おっしゃいましたように、入居の際になるべく老人の方は低層に入りたいというようなお話はあります。ですが、なかなか空いておる住宅というのは低層ばかりではありませんので、高層の階のほうもありまして、なかなかうまくいかないとい

うような現状にはなっております。順次、私個人の意見となってしまいますが、改修できるものについては改修するのも必要ではないかなと考えております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今、建設課長個人の見解ということでしたが、まだ、じゃ、方針に関しては検討中というような認識でよろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 そのとおりでございます。今後検討していきたいと考えております。

○五十嵐 司議長 大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 全ての願いに、全てお応えするというわけにはいきませんし、当然予算も必要なことではあります。ぜひ検討いただきまして、改善が見込めるものがあるのであれば改善していただく、また健康福祉課等との健康の増進についても同時に並行して進められるような対策をとっていただきたいなと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ございませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 所管がえで総務のほうになったんですけれども、ページ、20ページの専決第5号について、先ほど説明では国の制度改正に伴う限度額の引き上げということでありましたが、この改正、国で改正をするとした目的、それからこれが我が町において、この国保財政においてどのような影響があるのか、これを伺いたと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 今回、税条例となっておりますが、国保制度運営にかかわる内容に入っておりますので、私のほうから答弁をしたいと思います。

まず、今回の国保税条例の改正ですが、これは国の制度改正ということで全国一律の取り扱いになっております。国のほうでは国民健康保険の改革による制度の安定化ということで、国保運営というのは各市町村、国保運営がそもそもやっぱり所得の少ない方が入ってらっしゃる保険だということで、国のほうでもここに手を入れなくてはいけないということが、これまでも議論されてきたところでございます。

その一環として、平成27年度では国民健康保険の賦課限度額、要するに高所得者で担税力のある方、これについてはもう少し限度額を引き上げて余計納めていただくというような方針が示されたのがそれぞれ1万円から2万円の限度額の引き上げの分でございます。

それからもう1点、これは軽減所得の判定をする金額の改正でございます。こちらは5割軽減、2割軽減ということで、所得でいうと中間層からやや下ぐらいの対象者、被保険者の方ですが、その方の負担割合を薄めていくと、負担を少なくしていくというようなことで、制度の改正が図られたものでございます。

国のほうでは、これらの低所得者の対策として、保険料の軽減となる自治体への財政支援というものがプラスアルファでありまして、これまで私どもが説明を受けている内容では、全国で、平成27年度この軽減をすることによって1,700億円、国ではそれぞれの健康保険の運営母体、つまり市町村のほうに交付をするということで聞いておりますので、この制度を動かすことによって国民健康保険の運営も少し安定化するのかなというふうに期待しているところでございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 了解しました。

さきにも伺ったことがあるんですけども、この制度改正、この部分ではなくて、県一本化にするということ、そこに向かった議論というのはどのような方向に、今現在なっているか、そこだけお聞かせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答えいたします。

国保制度の運営について、これも国と地方の協議ということで、随分詰めの作業が行われてきたわけですが、全国知事会のほうでもそれを了承するというような動きになっておりまして、正式に平成30年度からは市町村が運営している国保、これを都道府県に一元化するという方針が決まりました。

それで、県のほうではそれに向けて、これから国保運営を行っている市町村との意見交換をしながら、27年度を皮切りに、今後調整をしていくということで、30年までの間、あと3年ぐらいでございますが、その間に制度の詰めを行っていくということでございます。

以前もご質問いただいたんですが、税金ですね、国保税。これなんかも県のほうで分賦金という形で、それぞれの市町村が必要となる金額を分賦金と示して、それについて市町村が課税をして納入をするというような方向が示されたところでございます。

それで、詳細については、これから詰めの作業があるわけですが、大まかな流れとしては、応益割、応能割の50対50、それから資産割を除くという形での3方式での課税、所

得割、均等割、世帯割ですか、この3方式で福島県としてはいきたいというような広域化の方針も示されておりますので、方向性としてはそちらのほうに向かっていくんだらうと思います。町の国保の運営については、国の流れ、県の流れを注視しながら、安定的な運営を行えるように、引き続き情報の収集に努めていきたいと思います。

以上です。

〔「了解です」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 一般専決38ページの下文化財保護費減額とありますけれども、この癒しの森づくりの交流の中身、一旦説明があったと思うんですけども、これをもうちょっと詳しくと、これがどの部分だと、その辺をちょっと事業の中身を教えてほしい。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 答えします。

一般専決38ページ、文化財保護費の負担金、補助及び交付金の32万4,000円の減額でございますが、この駒止高原癒しの森づくり交流促進事業の中で体験ツアーを、この中では交流ということをやっておりますので、その体験ツアーを2度計画していたのですが、1度どうしても予定をしていた町村等の中で日程等がうまくいなくて、2度予定していた体験ツアーも1度しかできなかったということで、その分に係る減額でございます。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ちなみに、この場合、この程度で済むというか、気になるのは総額が結構高額ですよ。その分で2つだったら半分になるというような想像つきますけれども、それには限らないんでしょうか、その質問です。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 答えします。

実際に実施の金額の2分の1ではあるんですが、体験ツアーということで、参加者には負担金もいただいております。その金額について、今回、当初予定した金額よりも若干、1回実施できたほうの負担金を若干いただきましたので、その関係で当然100万円予定していて、50万ずつであれば、半分の50万の減ということだったんですが、そっくりその分ということではなくて、若干その分を補填する部分の収入がありましたので、減額額が少なくなったということ

ですので、ご理解いただきたいと思います。

〔「了解しました。大丈夫です」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 一般専決の31ページ、農林水産費関係で林業振興費、鳥獣対策実施報償費の減額91万8,000円というのがありますが、どういう形で、これ減額されたのか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この報償金につきましては、事業が確定したことに伴いましての減額でございますけれども、この報償金の中身は2通りございます。1つは実際に有害鳥獣を捕獲した数に対します報償金、それから2つ目が実施隊の方に出撃していただいたものに対する報償金でございます。

それで、まず1つ目の捕獲数に対する報償金でございますが、当初ニホンザルの場合、計画では200頭を予定しておりましたが、実績である133頭、1頭当たり、許可期間中であれば1万3,000円、期間外ですと5,000円でございますけれども、トータルしましてニホンザルの場合は100万7,000円の減となっております。それから、ニホンジカの場合は計画、85頭を予定しておりましたが、実績では288頭、かなりふえたわけでございますが、金額にして108万7,000円の増となっております。それから、イノシシ、計画では85頭でありましたが、実績では58頭、金額で18万7,000円の減でございます。それから、カラスもありまして、計画では200羽を計画しておりましたが、実績では8羽ということで、金額にいたしますと9万6,000円の減でございます。トータルにいたしますと、計画頭数570頭に対しまして実際に捕獲したのが487頭、金額にいたしますと20万3,000円の減となったわけでございます。これが捕獲数に対する報償金でございます。

次に、実際に実施隊の方が出役したものに対する報償金でございますが、当初計画では延べ936名の出役を予定していたんですが、実績では826人、110人ほどの減でございます、1回当たりの報償金が6,500円でございますから、当初計画、金額にいたしますと608万4,000円、実績が536万9,000円、この差額71万5,000円が減となったわけでございます。

ですから、先ほどの捕獲数の報償の減額になった分と、今の出役のを合わせますと91万8,000円の減となったわけでございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 そうしますと予定よりも、予定は足りたけれども、実際に捕獲数の減というか、とれなかったというような形で減額したというような理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

やはり鳥獣となりますと、まず生息頭数とか、それがなかなか把握できないということで、ただ逆に言いますと、猿は確かに減っておりますが、逆にニホンジカはかなりふえておりますので、そういう要因はあるんじゃないかなというふうに考えております。確かに、原因は当初予定していたよりも頭数が減ったということが減額の原因でございます。

以上です。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第12、議案第65号 字の区域の変更についてを議題とします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第65号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、新庁舎建設を予定する敷地が田島字後原甲と田島字中町甲の2つの字にまたがっていることから、これを田島字後原甲の字に統一することにより新庁舎敷地の地番の整理統合を図るものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

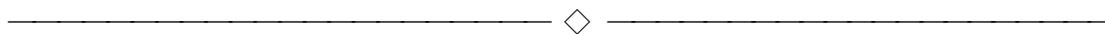
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第13、議案第66号 町道路線の変更についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第66号 町道路線の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、新庁舎建設に伴い、町道中町1号線及び町道上中町後原線の終点の変更をするもの

であります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

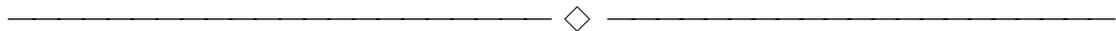
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第67号の上程、説明、質疑、採決

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第14、議案第67号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第67号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

平成27年5月25日付をもって任期満了となる教育委員会委員、酒井健氏の後任として中山

美華氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

中山氏は、南郷の福田地区のご出身で、平成12年千葉大学教育学部を卒業し、平成20年から放課後子供教室指導員として、現在は放課後子供教室コーディネーターとして子育て支援の場でご活躍をされております。同氏は温厚にして誠実な人柄で、教育、学術及び文化に関し識見があり、新しい課題に応える教育の推進に最適任者であると認め、教育委員に任命いたしたいと存じますので、よろしくご審議を賜りましてご同意くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 伺います。

中山様、経歴等を拝見しましたが、それについて何も申し述べることはないんですけれども、非常にお若いということで、教育委員会としてどのようなこと、今まで酒井氏が担われていた部分から中山氏が担われるわけですけれども、このような若くてお母さん世代の方を任命される理由というか、期待というか、役割について見解がございましたら伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、ご説明申し上げましたように、酒井健氏が退任したいというような意向がございました。意向も伺いながら、後継の人をいろいろ検討してまいったところでございますけれども、今申し上げましたとおりの経歴の方であります。そうした中にありまして、この町も教育人材育成等をしっかりやっていかなければならない、そういう意味で広く意見をいただく必要があると、そのようなこともありまして、今までの経歴の中で放課後児童教室とか、子供たちに直接接していらっしゃる、そして識見もあるということで、説明したとおりでありますけれども、幅広い中での教育委員会としてのいろんな識見を意見いただければいいのかなと。そして、若い人の目でも、母親としての目でも、またいろいろな教育行政の中で関与していただければいいかなと、そのような思いもありまして、中山氏を今皆さん方に同意を求めた次第であります。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 新しい教育長も誕生しまして、これから南会津町としてどういった教育体制をつくっていくのか、どういったご意見をいただいて、その中でしっかり核をつくっていくのかというのが問われているかと思います。非常に期待、私もさせていただいているとこ

ろですので、ぜひ教育委員会全体としてうまくご意見が反映されるよう努めていただきたいと希望を申します。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 賛成全員です。

よって、議案第67号 教育委員会委員の任命については同意することに決しました。



◎議案第68号から議案第71号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 次に、議案第68号から議案第71号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題としますが、ともに関連がありますので、提出者より一括提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第68号から議案第71号までの固定資産評価審査委員会委員の選任については関連がありますので、一括ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員全員が本年5月31日をもって任期が満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により委員の選任について議会の同意を求めるものであります。その選任に当たっては、地域性を考慮して田島、館岩、伊南及び南郷地域よりそれぞれ選任することといたしました。

まず、田島地域は大竹康男氏であります。大竹氏は昭和26年生まれで、昭和52年より大竹司法行政事務所を開設され、司法書士として登記業務を長年勤められ、土地の相続、売買等に関する専門家であります。

次に、館岩地域は星清信氏であります。星氏は昭和21年生まれで、長年建設業に従事し、業務を通じて身につけた家屋に関する知識や経験は卓越したものがあります。

次に、伊南地域は山内敏幸氏であります。山内氏は昭和23年生まれで、みずからも農業を実践し、農業から見た経済の動きや地域の固定資産等の状況に精通されております。

最後に、南郷地域は芳賀勉氏であります。芳賀氏は昭和26年生まれで、35年を超える農協職員としての勤務経験を持ち、農業を中心とした地域の事情を的確に把握し、地域の固定資産の状況等にも精通されております。

以上、4名の方々とも経験豊富で人格、識見ともにすぐれており、固定資産評価審査委員会委員として適任と認め、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、議案第71号までの提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。



◎議案第68号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第15、議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立全員です。

よって、議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。



◎議案第69号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第16、議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立全員です。

よって、議案第69号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。



◎議案第70号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第17、議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○五十嵐 司議長 起立全員です。

よって、議案第70号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。



◎議案第71号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第18、議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○五十嵐 司議長 起立全員です。

よって、議案第71号 固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決しました。



◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第19、議案第72号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第72号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ252万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ127億5,852万4,000円とするものであります。

歳入から各款別にご説明いたします。

第12款分担金及び負担金は、たのせ集会所改修工事に係る地区分担金として22万4,000円を追加補正するものであります。

第20款諸収入は、コミュニティ助成金及び地域創生に向けてがんばる地域応援事業交付金が採択されたことに伴い、230万円を追加補正するものであります。

次に、歳出について各款別にご説明いたします。

第2款総務費は、コミュニティ助成金を活用した地域活動用備品整備事業補助金として130万円の追加補正であります。

第6款農林水産業費は、地域創生に向けてがんばる地域応援事業交付金を活用した、たのせ集会所改修工事請負費として145万円の追加補正であります。

第9款消防費は、このたび南会津町消防団が優良消防団として福島民友旗を受賞することが内定したことにより、それに係る受賞祝賀会関係経費として251万8,000円の追加補正であります。

第14款予備費は、歳入との関連で274万4,000円を減額補正するものであります。

以上、ご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を議長室で開催しますので、関係委員はお集まり願います。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時37分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 先ほど議員派遣の件及び各委員長から所掌事務並びに所管事務に係る継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元にご配付の追加議事日程（第1号の追加2）のとおり日程に追加し、順次議題にしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、順次議題とすることに決しました。



◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第20、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の派遣活動があります。
お諮りします。

お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。



◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 次に、追加日程第21、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査にすることに決しました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

以上をもちまして平成27年第2回南会津町議会臨時会を閉会します。

慎重審議まことにありがとうございました。

閉会 午後 3時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

臨時議長 五十嵐 司

議長 五十嵐 司

署名議員 貝 田 美 郎

署名議員 湯 田 賢太朗